

3 計画の推進

計画を実効性のあるものにするためには、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体と目指すべき本県の姿を共有し、それぞれが役割を果たす中で、取り組みを進めていく必要があります。

また、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けられる本計画においては、まち・ひと・しごと創生に関する国のビジョンや総合戦略等との整合を図りつつ、計画に位置づける全ての施策の推進により人口減少対策の効果を上げることを目指していくこととします。

さらに、世界共通の目標となっている SDGs の視点を踏まえて取り組みを進めていくことにより、主体となる市町村や企業、関係団体、教育機関等と、SDGs の理念を軸に、課題を共有し、連携することが可能となります。そのため、SDGs の視点も踏まえて、計画を推進していくこととします。

計画を効果的に進めていくためには、施策・事業の実施状況等について検証し、必要に応じて見直し・改善を図っていくことが重要です。そのため、年度ごとに施策・事業の進捗状況の管理を行い、計画の効果的な推進を図ります。

(1) 多様な主体とのパートナーシップ（連携と協働）

少子高齢化などの様々な課題に向き合い、技術の進歩などによってもたらされる新しい社会「Society5.0」に対応しながら、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現することは、県単独の力でできるものではなく、県民はもちろん、市町村、関係団体、民間企業、NPO、教育・研究機関などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

価値観が多様化し、課題も複雑化する中で、立場の異なる多様な主体が連携するためには、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するという目標を共有し、対等な立場で、それぞれの自立性・主体性のもと、互いの特性を認め合いながら協力していく協働により取り組んでいくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、多様な主体と連携・協働するパートナーシップを重視し、施策・事業の推進を図ることとします。

さらに、共通の課題を抱える近隣都県と連携し、本県だけでは対応に限界がある取り組みや、広域的な対応が必要となる課題への対応について、それぞれの都県が持つ長所や資源も取り入れながら、解決に向けて取り組んでいきます。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略としての取り組み

この計画は、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生^{*}に関する施策についての基本計画の性質もあわせ持っています。

そこで、同条第2項に基づき、次に掲げる4つの基本目標を設定し、本章で掲げた政策体系に位置づける施策をこれらの基本目標のもとに関連付け、政策体系の垣根を超えて分野横断的に推進することにより、あらゆる施策・事業を動員して、将来にわたり活力ある地域社会を維持するための「まち」「ひと」「しごと」の創生に取り組んでいきます。

取り組みにあたっては、「地方創生」が全国的な重要政策として中長期にわたり展開されるものであることにかんがみ、国と歩調を合わせて、また、国の資金を活用しながら進めていくこととします。

※「まち」の創生：県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成

※「ひと」の創生：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

※「しごと」の創生：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本目標1 魅力あるしごとと、これを支える人材をつくる

〈数値目標〉

◆ 産業の付加価値生産性

目標：2016（平成28）年の値から10%の向上（2021（令和3）年）

〈基本的方向〉

○ 人々が「やまなし」に夢を描き、この地に暮らし続けていくためには、経済的な基

盤の安定が欠かせず、地域に魅力ある雇用の場を創出することが必要です。

- このため、県内の各産業が未来技術の活用などにより高い付加価値を生み出し、事業活動における生産性と収益力の向上が県民の所得向上につながるよう支援するとともに、企業等と連携して、若年世代が培った能力を十分に発揮しながらやりがいをもって取り組める「活躍のステージ」としての仕事づくりを促進することにより、県内外の人々に「やまなし志向」をもたらす魅力的な雇用の拡大を図ります。
- さらに、こうした産業と雇用を支える「ひと」の力を確保し、地域経済の活力を維持していくため、教育環境の充実や、地元で活躍する産業人材の育成などにより、時代にあった人材の確保・創出を進めていきます。

基本目標2 やまなしへの新しいひとの流れをつくる

〈数値目標〉

◆ 社会増減

現状値 転出超過 2,454 人（2018（平成30）年）

⇒ 目標 転出超過数の半減（1,227 人）（2022（令和4）年）

〈基本的方向〉

- 東京圏への一極集中の傾向が継続する中、本県においても、特に若年世代における転出超過が著しく、人口減少の大きな要因となっています。
- こうした状況を改善し、本県が地域の活力と持続性を維持していくためには、地域経済の活性化に加え、域外からひとを呼び込む仕組みを強化することが必要です。
- このため、2027（令和9）年に予定されるリニア中央新幹線の開業を絶好の機会として、本県の豊かな自然、特色ある農産物や観光資源といった魅力を最大限活用し、企業誘致や誘客を推進するとともに、若年層を中心としたUIターンを促して本県への移住・定住を支援することや、都市在住者の「やまなし」への関心と愛着をはぐくみ「関係人口」を創出・拡大することなどにより、本県にひとを惹きつける取り組みを強化していきます。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるやまなしをつくる

〈数値目標〉

◆ 合計特殊出生率

現状値 1.53（2018（平成30）年） ⇒ 目標 1.6（2022（令和4）年）

〈基本的方向〉

- 県民の望むライフスタイルを実現し、併せて少子化の流れをくいとめるためには、

「結婚したい」「子どもをはぐくみたい」といった希望がかなえられ、安心して出産・子育てできるワーク・ライフ・バランスに配慮された社会環境を整えていく必要があります。

- また、人口減少や少子高齢化が進む中で活気あふれる地域を維持していくためには、年齢や性別、障害・疾病の有無、国籍、家庭事情などにかかわらず、誰もが居場所と役割をもって活躍できる地域社会を実現していくことが必要です。
- このため、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでの段階に応じた切れ目のない支援を強化し、仕事と育児の両立支援など子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、女性がその能力と意欲を存分に発揮し活躍できる社会の構築に取り組みます。
- また、高齢者や障害・疾病がある人も就労や地域での活動を継続できるよう、就労支援や、生活と仕事の両立支援、介護予防などの取り組みを強化していきます。
- さらに、外国人材の地域における受け入れ・共生を支援し、産業の担い手として、また、地域コミュニティの担い手としての活躍を促していきます。

基本目標 4 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守る

〈数値目標〉

◆ 県民の地域に対する満足度

目標 地域における生活の満足度が高い県民の割合 80%以上

(2022 (令和 4) 年度)

〈基本的方向〉

- ひとが集い、幸せを実感しながら暮らしを送ることができる地域社会を実現するためには、社会経済情勢や自然環境の変化、技術革新の影響など、変化の著しい時代の要請に応じた地域づくりを的確に進める視点をもって、産業や県民生活を支える社会基盤を整え、県民が安心して暮らすことができる地域を創出していく必要があります。
- このため、第4次産業革命による技術革新の成果を地域社会に取り込みつつ、医療・介護体制の整備や健康づくり・疾病予防の取り組み、自然環境の保全・地球温暖化対策などの取り組みにより、安心して暮らせる持続可能な社会への転換を図るとともに、道路網の整備や地域公共交通の確保などの交通ネットワークの充実、災害の発生に備えた情報提供体制の整備などにより、安全・快適に暮らすことができる「やまなし」をつくりあげていきます。
- また、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機としたスポーツの振興や文化芸術の振興などを通じて、健やかで心豊かに暮らすことができるような地域づくりを推進します。

図表 66 「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と対応する施策

| まち・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 本計画の 基本戦略実現のための政策 | 1 魅力ある しごとと、こ れを支える 人材をつく る | 2 やまなし への新しい ひとの流れ をつくる | 3 結婚・出 産・子育ての 希望がかな い、誰もが活 躍できるや まなしをつ くる | 4 時代にあ った地域を つくり、安心 なくらしを 守る |
|--|---|----------------------------------|---|--|
| 戦略 1 攻めの「やまなし」成長戦略 | | | | |
| 政策 1 やまなしを牽引する産業の育成 | | | | |
| 医療機器関連産業の集積 | ○ | ○ | | |
| 水素・燃料電池関連産業の集積 | ○ | ○ | | |
| 企業立地の促進 | ○ | ○ | | |
| リニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進 | | ○ | | ○ |
| 起業（創業）支援の充実・強化 | ○ | ○ | | |
| 東京オリンピック・パラリンピックへの対応 | ○ | ○ | | |
| スポーツによる地域振興（東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用） | ○ | ○ | | ○ |
| 政策 2 観光産業の振興 | | | | |
| 受入環境の整備 | ○ | ○ | | |
| 地域資源の活用 | ○ | ○ | | |
| 魅力が伝わる情報発信 | | ○ | | |
| 観光産業の生産性向上等の推進 | ○ | ○ | | |
| 観光振興を通じた県内経済活性化（東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用） | ○ | ○ | | |
| サイクル王国やまなしの実現 | | ○ | | ○ |
| 南アルプス観光の促進 | | ○ | | ○ |
| 「ワイン県」宣言を活用した観光振興 | | ○ | | |
| 世界文化遺産富士山の普及啓発 | | ○ | | |
| 富士山の安全対策の実施 | | ○ | | ○ |
| 登山の安全の確保 | | ○ | | ○ |
| 伝統的観光地の再活性化 | ○ | ○ | | |
| 森林の保健休養機能の活用 | | ○ | | ○ |
| 地域資源を活用した農泊の推進 | ○ | ○ | | |
| 農業遺産の活用による農業振興 | | ○ | | |
| インフラの価値や魅力の情報発信 | | ○ | | |
| 政策 3 農業の成長産業化 | | | | |
| ビッグデータを活用したスマート農業の推進 | ○ | | | |
| 県産農産物等の輸出拡大 | ○ | | | |
| オリジナル品種の育成、高品質化の推進 | ○ | | | |
| 農業競争力を強化するための基盤整備の推進 | ○ | | | |
| 県産農産物の国内における「やまなしブランド」の強化と戦略的・効果的な販売促進 | ○ | | | |
| 水田のフル活用の推進 | ○ | | | |
| 農地集積の促進 | ○ | | | |
| 農業の6次産業化の推進 | ○ | | | |
| 内水面漁業の振興 | ○ | ○ | | |

| まち・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 | | 1 魅力ある しごとと、こ れを支える 人材をつく る | 2 やまなし への新しい ひとの流れ をつくる | 3 結婚・出 産・子育ての 希望がかな い、誰もが活 躍できるや まなしをつ くる | 4 時代にあ った地域を つくり、安心 なくらしを 守る |
|--------------------------|--------------------------|---|----------------------------------|---|--|
| 本計画の 基本戦略実現のための政策 | | | | | |
| | 家畜の防疫対策 | | | | ○ |
| 政策4 林業の成長産業化 | | | | | |
| | 森林の多面的機能の持続的発揮を図る取り組みの推進 | ○ | | | ○ |
| | 県産材供給体制の強化 | ○ | | | |
| | 県産材需要拡大の推進 | ○ | | | |
| | 森林施業の低コスト化を図る林内路網整備の推進 | ○ | | | ○ |
| | 特用林産物の産地化の推進 | ○ | | | |
| | 木質バイオマスの利活用の推進 | ○ | | | |
| 政策5 地場産業や経済を循環させる産業の強化 | | | | | |
| | 企業支援の充実 | ○ | | | |
| | 産地のブランド形成の推進 | ○ | | | |
| | ワイン産業と醸造用ぶどう生産の振興 | ○ | | | |
| | 日本酒産業の振興と原材料用酒米の産地確立 | ○ | | | |
| | 地域商業活性化への支援 | ○ | | ○ | ○ |
| | 郷土食等による地域の活性化・観光振興 | ○ | ○ | | |
| | 豊かな食材を活用した食のブランドの確立 | ○ | ○ | | |
| | 史跡甲府城跡の適切な継承と中心市街地の活性化 | ○ | ○ | | ○ |
| 戦略2 次世代「やまなし」投資戦略 | | | | | |
| 政策1 一人ひとりの個性を生かした教育の推進 | | | | | |
| | 知事と教育委員会の連携による教育行政の推進 | ○ | | | |
| | 25人を基本とする少人数教育の推進 | ○ | | | |
| | 学力向上に向けた取り組みの推進 | ○ | | | |
| | いじめ対策・不登校支援のための体制整備 | | | ○ | ○ |
| | 学校における働き方改革の推進 | ○ | | ○ | |
| | ICTを活用した人材育成 | ○ | | | |
| | グローバル人材の育成 | ○ | | | |
| | 公立高等学校等の就学支援 | ○ | | | |
| | 魅力ある高校づくりの推進 | ○ | | | |
| | 一人ひとりに応じた特別支援教育の推進 | ○ | | ○ | |
| | 私立学校の振興 | ○ | | | |
| | 自然保育の導入の促進 | ○ | | | |
| | 次代のやまなしを支える人材の育成 | ○ | | | |
| 政策2 産業を支える人材の育成・確保 | | | | | |
| | キャリア教育の充実 | ○ | | | |
| | 産業人材の育成に向けた高校教育の充実 | ○ | | | |
| | 県立大学における県内産業界を支える人材育成 | ○ | | | |
| | UIターン就職の促進 | ○ | ○ | | |

| まち・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 | | 1 魅力ある しごとと、こ れを支える 人材をつく る | 2 やまなし への新しい ひとの流れ をつくる | 3 結婚・出 産・子育ての 希望がかな い、誰もが活 躍できるや まなしをつ くる | 4 時代にあ った地域をつ くり、安心 なくらしを 守る |
|---------------------------|--|---|----------------------------------|---|--|
| 本計画の 基本戦略実現のための政策 | | | | | |
| | 技術系人材の育成・確保 | ○ | | | |
| | 情報通信業を支えるICT人材の確保・育成 | ○ | | | |
| | 農業の多様な担い手の確保・育成 | ○ | | | |
| | 林業の担い手の確保・育成 | ○ | | | |
| | 建設業の担い手の確保・育成 | ○ | | | |
| 政策3 文化芸術やスポーツの振興による可能性の発揮 | | | | | |
| | 文化芸術の総合的な振興 | ○ | ○ | | ○ |
| | 文化財の次世代への継承とまちづくりや地域 振興への活用 | | ○ | | ○ |
| | 競技力向上の推進 | | | | ○ |
| | 一人スポーツの推進 | | | | ○ |
| | 障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充 実 | | | ○ | ○ |
| 戦略3 活躍「やまなし」促進戦略 | | | | | |
| 政策1 誰もが個性や能力を発揮できる環境の整備 | | | | | |
| | 女性活躍社会の実現 | ○ | ○ | ○ | |
| | 多様性を尊重する社会の実現 | | | ○ | |
| | 生涯学習の推進 | ○ | | ○ | |
| | 生涯現役で活躍できる健康長寿社会の推進 | | | ○ | ○ |
| | 障害者の就労支援の充実・強化 | | | ○ | |
| | がんなどの治療と生活、仕事（就労）の両立 支援 | | | ○ | ○ |
| | 県民のQOL（人生の豊かさ）の向上（東京オリ ンピック・パラリンピックのレガシー活用） | | | ○ | ○ |
| | ひとり親家庭等の自立支援 | | | ○ | ○ |
| | 働き方改革の推進 | ○ | | ○ | |
| 政策2 希望を叶える子育て支援等の充実 | | | | | |
| | 子育て支援体制の構築 | | | ○ | |
| | 若者の出会いの機会の創出 | | | ○ | |
| | 健やかな妊娠・出産の支援 | | | ○ | |
| | 保育等人材の確保・定着、質の向上の促進 | ○ | | ○ | |
| | 子育て世帯への支援の強化 | | | ○ | |
| | 多様な保育ニーズに対応できる環境の整備 | | | ○ | |
| | 放課後の児童の居場所づくり | | | ○ | |
| 政策3 地域へのひとの流れの強化 | | | | | |
| | 移住・交流の促進 | | ○ | | |
| | 若年代を中心としたUIターンの促進 | | ○ | | |
| | 郷土学習の推進 | ○ | | | |
| | 外国人材の受入促進及び外国人との共生推進 | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | |
|--|-------------------------|----------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| まち・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 本計画の 基本戦略実現のための政策 | 1 魅力あるしごとと、これを支える人材をつくる | 2 やまなしへの新しいひとの流れをつくる | 3 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるやまなしをつくる | 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る |
| | 戦略4 安心「やまなし」充実戦略 | | | |
| 政策1 健康・命を守る保健医療の確保 | | | | |
| 医療従事者の確保・定着・偏在の是正 | ○ | | | ○ |
| 救急医療体制の充実 | | | | ○ |
| 医療機能の分化・連携等の推進 | | | | ○ |
| へき地医療の確保 | | | | ○ |
| 産科・周産期医療の確保 | | | ○ | ○ |
| 在宅医療の充実 | | | | ○ |
| 健康寿命の延伸に向けた健やか山梨21の推進 | | | | ○ |
| 口腔の健康づくりの推進 | | | | ○ |
| 感染症対策の推進 | | | | ○ |
| 難病などの疾病対策の推進 | | | | ○ |
| がん対策の推進 | | | ○ | ○ |
| 災害医療対策の強化 | | | | ○ |
| 国民健康保険等の安定的な運営 | | | | ○ |
| データを活用した健康増進と医療費適正化の推進 | | | | ○ |
| 公衆衛生の維持・向上 | | | | ○ |
| 政策2 地域で安心して自分らしく暮らすことができる福祉の充実 | | | | |
| 地域福祉の推進 | | | ○ | ○ |
| 高齢者の自立支援、介護予防・重症化防止の推進 | | | ○ | ○ |
| 医療と介護の連携推進 | | | | ○ |
| 介護人材の確保・定着と資質向上 | ○ | | | ○ |
| 特別養護老人ホームの計画的な整備 | | | | ○ |
| 認知症施策の総合的な推進 | | | | ○ |
| 共生社会の実現 | | | ○ | ○ |
| 障害児（者）支援の充実 | | | | ○ |
| 障害児（者）の地域移行推進・相談支援の充実 | | | | ○ |
| 心の健康対策の推進 | | | | ○ |
| 自殺予防対策 | | | | ○ |
| 子どもの貧困対策の推進 | | | ○ | ○ |
| 社会的養育の推進 | | | ○ | ○ |
| 児童虐待防止対策の強化 | | | ○ | ○ |
| 子どもの心のケアに係る相談支援・医療提供体制の強化 | | | ○ | ○ |
| 政策3 環境と調和した持続可能な社会への転換 | | | | |
| 環境保全の推進と地域資源の活用 | | ○ | | ○ |
| プラスチックごみ対策の推進 | | | | ○ |
| 「富士山登山鉄道」構想の検討 | | | | ○ |

| まちな・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 | | 1 | 2 | 3 | 4 |
|------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|---|--|
| | | 魅力ある しごとと、こ れを支える 人材をつく る | やまなし への新しい ひとの流れ をつくる | 結婚・出 産・子育ての 希望がかな い、誰もが活 躍できるや まなしをつ くる | 時代にあ った地域をつ くり、安心 なくらしを 守る |
| 本計画の 基本戦略実現のための政策 | | | | | |
| | 世界文化遺産富士山の保全 | | ○ | | |
| | 甲武信ユネスコエコパークの保全・活用の推進 | | ○ | | ○ |
| | 希少な野生動植物の保護・保全施策の推進 | | | | ○ |
| | 鳥獣被害の防止 | ○ | | | ○ |
| | やまなしクールチョイス県民運動の展開 | | | | ○ |
| | クリーンエネルギーの導入拡大 | | | | ○ |
| | 水力発電の開発及び施設の健全性の維持 | | | | ○ |
| | CO2フリー水素利活用に向けた実証研究 | ○ | | | ○ |
| 戦略5 快適「やまなし」構築戦略 | | | | | |
| 政策1 産業・生活を支える交通インフラの充実 | | | | | |
| | 高速道路ネットワーク等の整備の促進 | | | | ○ |
| | 県内各地域をつなぐ道路ネットワーク整備の推進 | | | | ○ |
| | JR中央線・身延線の利便性向上 | | ○ | | ○ |
| | 地域公共交通等の確保 | | | | ○ |
| | 高齢者の交通事故防止対策の推進 | | | | ○ |
| | JR中央線トンネルにおける携帯電話の不通話区間の解消 | | | | ○ |
| 政策2 災害に強い強靱な県土づくり | | | | | |
| | 災害時の避難や救援等に備えた道路の整備 | | | | ○ |
| | 水害や土砂災害対策の推進 | | | | ○ |
| | 事前防災情報の提供体制の充実 | | | | ○ |
| | 森林の公益的機能の強化 | | ○ | | ○ |
| | 富士山の火山活動と防災対策に関する研究及び普及啓発の推進 | | | | ○ |
| | 富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進 | | | | ○ |
| | 富士山噴火に備えた広域避難体制の充実 | | | | ○ |
| | 公共インフラ及び住宅・建築物の耐震化の促進 | | | | ○ |
| | 公共土木施設等の長寿命化の推進 | | | | ○ |
| | 災害時の外国人旅行者への対応強化 | | | | ○ |
| | 消防団の充実強化への対応 | | | | ○ |
| 政策3 良好な生活環境と地域を支えるコミュニティづくり | | | | | |
| | 移住者等のコミュニティ定着に向けた支援 | | ○ | | ○ |
| | 多様な主体の交流・連携による地域づくりの推進 | | | | ○ |
| | 心豊かな青少年の育成 | ○ | | | |
| | 空き家対策の推進 | | | | ○ |
| | 持続的・発展的な地域の景観づくりの推進 | | | | ○ |
| | 緑豊かで快適な生活空間の創出 | | | | ○ |
| | ごみ処理の広域化の推進 | | | | ○ |

| まち・ひと・しごと創生総合戦略 の基本目標 | | 1 魅力ある しごとと、こ れを支える 人材をつく る | 2 やまなし への新しい ひとの流れ をつくる | 3 結婚・出 産・子育ての 希望がかな い、誰もが活 躍できるや まなしをつ くる | 4 時代にあ った地域をつ くり、安心 なくらしを 守る |
|--------------------------|------------------------------|---|----------------------------------|---|--|
| | | | | | |
| | 不法投棄の防止の推進 | | | | ○ |
| | 安全・安心な道路環境の確保 | | | | ○ |
| | 安全・安心なまちづくりの推進 | | | | ○ |
| | 電話詐欺（特殊詐欺）の被害防止対策の推進 | | | | ○ |
| | 消費者施策の総合的な推進 | | | | ○ |
| | 食の安全・安心確保、食育の推進及び食品ロ スの削減 | | | | ○ |
| | 人と動物の共生社会の推進 | | | | ○ |
| | 北富士演習場対策の推進 | | | | ○ |

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の視点と政策体系の関係

持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015 (平成 27) 年に国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標として、全会一致で採択されました。

国においても、2016 (平成 28) 年に策定した持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針の中で、日本として特に注力すべきものとして 8 つの優先課題を設定し、取り組んでいくこととしました。また、地方自治体においても、様々な計画の策定に当たって、SDGs の要素を最大限反映するよう促しています。

SDGs では、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すとしています。

この考え方は、本計画の基本理念で示した取り組みの方向性と軌を一にするものと考えられるため、計画の推進にあたって、SDGs の視点に基づく 8 つの優先課題と政策体系の関係を示すことにより、SDGs でも想定している多様な主体と目標を共有し、施策・事業に取り組んでいくこととします。

図表 67 8 つの優先課題と具体的施策の例

| 優先課題 | 具体的施策 |
|---------------------------|---|
| あらゆる人々の活躍の推進 | 一億総活躍社会の実現／女性活躍の推進／子どもの貧困対策／障害者の自立と社会参加支援／教育の充実 |
| 健康・長寿の達成 | 薬剤耐性対策／途上国の感染症対策や保健システム強化／公衆衛生危機への対応／アジアの高齢化への対応 |
| 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | 有望市場の創出／農山漁村の振興／生産性向上／科学技術イノベーション／持続可能な都市 |
| 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 | 国土強靱化の推進・防災／水資源開発・水循環の取組／質の高いインフラ投資の推進 |
| 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 | 省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進／気候変動対策／循環型社会の構築 |
| 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 | 環境汚染への対応／生物多様性の保全／持続可能な森林・海洋・陸上資源 |
| 平和と安全・安心社会の実現 | 組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進／平和構築・復興支援／法の支配の促進 |
| SDGs 実施推進の体制と手段 | マルチステークホルダーパートナーシップ／国際協力における SDGs の主流化／途上国の SDGs 実施体制支援 |

図表 68 山梨県総合計画の政策体系と持続可能な開発目標（SDGs）の8つの優先課題の関係

| | | 1 あらゆる人々の活躍の推進 | 2 健康・長寿の達成 | 3 成長市場の創出、地域活性化、 科学技術イノベーション | 4 持続可能で強靱な国土と質の 高いインフラの整備 | 5 省・再生可能エネルギー、気 候変動対策、循環型社会 | 6 生物多様性、森林、海洋等の 環境の保全 | 7 平和と安全・安心社会の実現 | 8 SDGs実施推進の体制と手段 |
|-----|-----------------------------|-------------------|---------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------|---------------------|
| 戦略1 | ①やまなしを牽引する産業の育成 | | | ○ | | | | | |
| | ②観光産業の振興 | | | ○ | | | | | |
| | ③農業の成長産業化 | | | ○ | | | | | |
| | ④林業の成長産業化 | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| | ⑤地場産業や経済を循環させる産業の強化 | | | ○ | | | | | |
| 戦略2 | ①一人ひとりの個性を生かした教育の推進 | ○ | | | | | | | |
| | ②産業を支える人材の育成・確保 | ○ | | | | | | | |
| | ③文化芸術やスポーツの振興による可能性の発揮 | ○ | | | | | | | |
| 戦略3 | ①誰もが個性や能力を發揮できる環境の整備 | ○ | | | | | | | |
| | ②希望を叶える子育て支援等の充実 | ○ | | | | | | | |
| | ③地域へのひとの流れの強化 | ○ | | ○ | | | | | |
| 戦略4 | ①健康・命を守る保健医療の確保 | | ○ | | | | | | |
| | ②地域で安心して自分らしく暮らすことができる福祉の充実 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| | ③環境と調和した持続可能な社会への転換 | | | | | ○ | ○ | | |
| 戦略5 | ①産業・生活を支える交通インフラの充実 | | | | ○ | | | | |
| | ②災害に強い強靱な県土づくり | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | ③良好な生活環境と地域を支えるコミュニティづくり | | | | ○ | | ○ | | |
| | 計画の推進 | | | | | | | ○ | |

(4) 計画の進捗状況の管理

① 計画の進捗状況の評価

毎年度、各施策事業の実施状況や成果を把握するとともに、施策ごとに設定した成果指標の達成状況を確認し分析することにより、計画の進捗状況について総合的に評価します。

② 評価結果の公表等

【県議会及び総合計画審議会への報告】

計画の推進に関して意見をいただくため、県議会及び総合計画審議会に評価結果を報告します。

【県民への公表、県民ニーズの把握】

県ホームページを通じて評価結果を県民に広く公表するとともに、県民との対話などを通じて県民ニーズの的確な把握に努めます。

③ 施策・事業等の改善・見直し

評価結果について、県議会等の意見や県民ニーズも踏まえ、翌年度以降の予算編成や、組織の見直し、施策事業の展開に反映していきます。